

伊賀市議会政務活動費明細書

伊賀市議会議長 様

報告者
議員名

田中 寛

支出項目

調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費

(該当項目に○をつけて下さい)

内 容

日付	明細	領収書等の 金額 (円)	按分率	金額 (円)
4/5	資料の収集	150,000		150,000
10/6	〃	150,000		150,000
/				
/				
/				
/				
/				
/				
計				300,000 円

領 収 書 等 添 付 用 紙	議員名	田 中 覚
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		
項目ごとに領収書添付 ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。 ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。 ・A 4以上の大きさに貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。 ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。		

令和5年4月5日

領収書

田中 覚 様

金、150,000円也

但し、月額25,000円の6ヶ月分として

[Redacted Signature Line]

[Redacted Stamp Line]



領収書等添付用紙	議員名	田 中 覚
調査研究費・研修費・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)		
項目ごとに領収書添付 ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。 ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。 ・A4以上の大きさに貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。 ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。		

令和5年10月6日

領収書

田中 覚 様

金、150,000円也

但し、月額25,000円の6ヶ月分として



--

業務委託契約書

田中覚（以下「甲」という）と[REDACTED]（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条（委託業務）

甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

（1）政治経済記事の収集および加工

（2）行政情報の収集および新聞スクラップ

（3）その他、前項に関わる業務

（4）（1）から（3）までの成果物は、紙媒体やデジタル媒体等で適宜提出をするものとし、契約年度末には、電磁記憶媒体にてまとめて提出するものとする。

第2条（委託料）

1 甲は乙に対し、本業務の対価として、月額金 25,000 円を支払う。

2 甲は、前項に定める委託料は、概ね月 25 時間程度の労務費に換算する。

3 委託料は、4月から9月を前期とし10月から翌年3月までを後期とし、4月と10月に半期分をそれぞれ月初の平日に乙の指定する方法により支払う。

第3条（契約期間・契約更新）

1 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに一年間更新するものとし、以後同様とする。

第4条（再委託の制限）

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条（秘密保持）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第6条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（1）破産手続もしくは手続開始の申立を受け、または自らこれらを申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(4) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(5) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(6) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第7条 (契約終了後の処理)

本契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還するものとする。

第8条 (裁判管轄)

本契約に関する一切の争訟は、上野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第9条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲と乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

附則

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

令和5年4月1日

甲 住所 三重県伊賀市緑ヶ丘南町4036番地
伊賀市議会議員 田中寛



乙 住所

[Redacted address]



議会運営実務のポイント

全国町村議会議長会議事調査部参与 平野 誠

1 はじめに

現在、多くの議会事務局では行財政改革の名のもとに職員が削減されており、令和3年の調査では、町村議会の事務局職員は2.6人、市議会の事務局職員は、人口10万～20万人未満の市議会では8.6人、5万～10万人未満の市議会では5.9人、5万人未満の市議会では4.5人となっています。議長や議員の研修では、議会基本条例に議会事務局体制の充実、強化を定めたなら、執行機関側にもっと働きかけるべきだと話をしていますが、現実はかなり厳しいものとなっています。

このような状況ではありますが、議会事務局の事務は、意外と幅広く、議員から要求されることも多いうえ、団体意思を決定する議決機関の職員として議事運営を間違えることはできません。また、本会議、委員会の開会中は、議長、委員長を補佐し、助言するため、短時間に的確な判断が求められます。そのため、かなりの緊張を強いられ、私の経験では、会期が終わり体重を量ると2キロほど減っていたこともあります。

議会事務局の職員は、議長から任命されますが、首長部局等からの出向という形であり、数年で異動していく中で、短時間にスキルを上げていくことが求められます。講義は、そうした議会事務局の職員の方々の一助になればと思い、1日かけて地方議会の仕組み、議会の権限、会議原則、議会の組織、本会議・委員会の運営、最近の議会に係る課題などのポイントを説明したものです。誌面の制約もあり、本稿では、「議会運営実務のポイント」のポイントという内容になっていることをはじめに

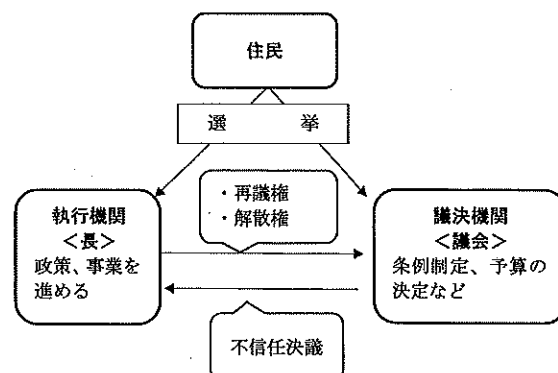
お断りさせていただきます。

2 地方議会の仕組み

「議員も首長もそれぞれが住民の選挙で就任した公選職であり、独任制の首長が執行機関、会議体の議会が議事機関となり、お互いが切磋琢磨して当該普通地方公共団体の住民福祉の向上を目指していくという、いわゆる「二元代表制」が現行の地方自治の体制である」大まかに言うところのよう

に説明できると思います。この仕組みは、中高の社会科や政治経済の授業で勉強してきた内容ですし、ほぼすべての職員の方がある程度は理解していることですが、長、議会、住民の関係がよく理解できていないと議会の権限や会議原則の理解が進まないことになります。なんとなく知っているのではなくてきちんと理解しておくことが大切であると思います。議会、長、住民の関係を図にいたしましたので参照いただければと思います。

このような問い合わせがありました。「一般質問の内容について一番知っているのが〇〇議員なので、町長が自分の答弁の後に、〇〇議員に答弁してもらいたいと言っている。法や会議規則でだめ



イノベーションとは？ビジネスにおける定義や課題を解説

Great
Place
To
Work

更新日 2022.08.23 | 2022.08.22

コラム

近年、労働人口の減少や労働環境の変化など、ビジネスの世界は急速に変化しています。そうした中イノベーションの必要性が叫ばれていますが、そもそもイノベーションとは何か、漠然としか分かっていないという人も多いのではないのでしょうか。イノベーションの意味を正しく理解すれば、本来の使い方は技術の分野だけで収まるものではないことがわかります。

そこで本記事では、イノベーションの概要やビジネスにおける定義を理解したうえで、シュンペーターのイノベーション理論など、4つのイノベーションについて詳細に解説します。また、なぜイノベーションが注目されているのかについて、成功事例を紹介するとともに検討していきます。

目次

イノベーションとは

4人のイノベーション理論

イノベーションが注目されている3つの理由

イノベーションを起こすには企業はどうあるべきか

働きがいを重視した経営はイノベーションと深い関連性がある

イノベーションの成功事例

工業用水道事業の現状と今後の方向性について

2023年6月28日
地域経済産業グループ

長期で投信が育つ日本に

2023/7/1付 | 日本経済新聞 朝刊

個人など小口のお金を集めて株式などで運用する投資信託。その歴史をみると米国と日本では大きな違いがある。

米国の投信は「会社型」と呼ぶ仕組みが主流だ。文字通り資金を運用する器として投信ひとつひとつを「会社」にする。それぞれの投信に取締役がいて、実際の運用助言を受ける先や資産を管理する先を選ぶのがその役目になる。

持続的に資産を増やしてもらうことが出資主の投資家の期待だ。会社経営と同様、できたばかりのものにすぐお金は集まらない。過去3年以上の運用実績や第三者の評価が投信選びの目安になる。長く預ける先が信頼に足るか、まず実績をみるのは当然だ。

米資産運用大手のフィデリティは創業者が法律家だ。会社型投信の取締役に名を連ねていたが、自ら運用ビジネスに乗り出した。思い切ってファンドマネジャーは若手に任せ、運用の好成績が顧客に支持され、成長していった。

日本は異なる。日本の投信は「契約型」が主流だ。運用会社と信託銀行が契約を結ぶかたちで組成し、その証券を個人など投資家が購入する。

小口資金を集めて運用するスキームとしては本来、会社型と契約型に大きな差はないはずだ。契約型の方が仕組みがシンプルともいえる。しかし契約型ゆえに陥りがちな傾向もまた指摘され、特に日本では長期の視点を欠く方向に出てしまっていた。

募集ものとして扱われ、販売会社が一斉に売りをかける。募集だから気を引きやすい旬のテーマになりがちだ。過去の運用実績があるわけではない。それを熟練客の側もわかっていて、目先リターンがとれば早めに手を引く。それが短期売買をつくる。

運用を頑張っても成績がよければ逆に資金が抜けるジレンマだ。長期でないなら本当のところではスチュワードシップ行動にも身は入らない。

もちろん契約型でやれないわけではない。乱発せず、まさに会社を育てるように投信の数を絞り、運用によって顧客の信頼を広げる独立系もある。しかしなお少数派だ。

近年は販売姿勢の見直しもあって保有期間が伸び始めたとの調査もある。ただなお一般の家計には遠い存在だ。

資産運用立国を目指すのなら、長期目線への大転換が欠かせない。日本の資産運用業の根っこのところから改革が必要になるのだ。

(赤金)

「住」の時代を今こそ

2023/8/1付 | 日本経済新聞 朝刊

世界幸福度ランキング、SDGs（持続可能な開発目標）達成度ランキングともに1位の国、フィンランド。人口は約560万人にすぎず、多くの人は夏休みを3～4週間とる。

ただ、国際通貨基金（IMF）の統計によると、1人あたり名目GDP（国内総生産）は5.4万ドル。3.5万ドルの日本の1.5倍である。自然と共存しながら、経済成長とゆとりを両立させている。

大使館上席商務官のラウラ・コピロウ女史によれば、日々の生活にあつての優先度は、衣食住でなく「住食衣」の順。冬が長く家に閉じこもる時間が長いこともあって、最もこだわるのは住まいだ。季節の変化に応じて、衣類の衣替えではなくインテリアの衣替えを楽しむ。

1970年代から80年代の日本のサラリーマンは、GDP第2位の国のオフィスから夜遅く「兎（うさぎ）小屋のわが家に帰る」と、欧米でしばしば揶揄（やゆ）された。寝に帰るだけの家。衣食住の順番通り、住は後回しだった。豊かさの最後のターゲットとしていま求められているのは、やはり住だ。高層、豪華ではない。ゆとりある生活空間としての住まいだ。

新型コロナウイルス禍を機に、仕事でも学習でもレジャーであっても、ステイホームでの時間が増えてきた。生活基盤として、ゆとりある居住空間への願望は潜在的に高まっている。

いま全国の住宅の7戸のうち1戸は空き家（総務省調べ）。まず空き家を活用することだ。地方分散もある。分散といっても不都合なほど遠いところへの分散ではない。日本の国土は米カリフォルニア州一州より狭い面積だし、今後、交通通信網のさらなる展開があろう。山や川が多いにしても時間距離はますます縮まる。地方の活用はリスク分散、国土の安全につながる。地方あつての日本である。

欧米景気の反映に頼ってばかりいてはいけない——。70年近く前、終戦後復興期の日本経済についていわれたことである。世界経済のブロック化懸念がある今日、反映景気頼みや国力を劣化させる自国通貨安依存を脱し、自らの力で成長するには住宅を起点とする内需の喚起が有効ではないか。少子化対策の一助にもなるだろう。住宅発の需要拡大が全国的に展開されることを期待したい。

（一礫）

4～6月期GDPに2つの謎

2023/9/1付 | 日本経済新聞 朝刊

8月15日に発表された本年4～6月期の国内総生産（GDP）には2つの謎がある。

1つは、景気の実態とかけ離れていることだ。実質成長率（年率）は6.0%もの高成長だったが、4～6月期に突然景気が好転した動きはどこにも見られない。

他方、家計消費は前期比0.5%の減少、民間設備投資は横ばいと急に伸びが止まった。しかしこれも、そのような動きを示す指標は見当たらない。

もう1つの謎は、輸入とGDPの関係だ。4～6月期の輸入は、前期比4.3%（年率16.2%）も減少した。輸入はGDPの控除項目だから、単純に計算すると、6.0%成長のうち輸入の寄与度は4.4%にもなる。この寄与度計算に基づいて「輸入が減ったことが計算上GDPの成長率を高めている」と解説されている。これはどういうメカニズムによるものか。

以下、この2つの謎について筆者なりの答えを示そう。

まず、GDPの変化を見るには前期比でなく前年同期比を見た方がよい。一般に参照される前期比は原数値を季節調整したものを使う。しかし、ここ数年、GDPは新型コロナウイルスの影響などで不規則な変動を繰り返し、適切に季節調整するのは難しい。こんな時はできるだけ生の数字をベースに考える。前年同期比は原数値同士の比較だから、前期比より実態に近い。

そこで4～6月期のGDPを前年同期比で見ると、実質成長率は2%であり、前期と同じだ。日本経済は2%程度の巡航速度で緩やかな成長を続けていることになる。個人消費は0.2%、民間設備投資は2.9%の伸びで、これも緩やかに増加している。

輸入とGDPの関係については、輸入が控除項目となっているのはGDPを導くためのプロセスからもたらされているもので、因果関係を意味しているわけではない。

GDPを計算するにはまず、個人消費、民間設備投資、政府支出、輸出などの需要を合計して経済の総需要を求める。次に、国内の生産を求めるには、この総需要から国内で生産されたわけではない部分（すなわち輸入）を差し引く。輸入が控除項目になっているのはこのためだ。

もともと因果関係はないので、「輸入が減ったからGDPが増えた」と考えることが間違っている。

（隅田川）

パート依存に2030年の壁

2023/10/3付 | 日本経済新聞 朝刊

低賃金と柔軟な勤務形態で企業経営を支えてきたパート労働者の市場が転機を迎えている。岸田文雄首相が最低賃金について「2030年代半ばに1500円」という現行の5割アップの目標を掲げ、25年以降、中小企業のパートも社会保険への加入が義務づけられる公算が大きい。

パート労働者については、一定の年収を超えると社会保険料の負担などが生じる「年収の壁」を緩和する補助制度がスタートする。基本給の引き上げなどを条件に社会保険料の負担分を1人50万円を上限に助成する仕組みだ。

毎年、年末にかけて「年収の壁」のためパートの就労調整に迫られローテーションが組めず人手不足に陥ってきた企業には朗報だろう。パート労働者も収入増につながる。

ただ3年程度の時限措置であることに注意が必要だ。25年には年金制度改革が控えている。すでに来年10月から従業員数51人までの事業者に厚生年金への加入義務を拡大することが決まっているが、50人以下の事業者にも拡大することが検討されている。

3年後に助成金がなくなっても、多くのパート労働者は年収を減らす選択をしない限り、厚生年金や健康保険に加入して保険料を負担することになるだろう。それは企業負担分の増加にもつながる。

現在時給1000円のパートの人件費を単純化して試算してみよう。首相の公約がそのまま実行されれば最低賃金は毎年3～4%上昇し、2030年には賃金だけで1300円程度に上がる。

社会保険料については、会社が給与の15%程度を負担するので約200円が上乗せされる。つまり時給1000円の人件費が、社会保険料の負担も含めると5割増えて1500円に膨らむ。

いまより5割高い人件費を前提にして、どれだけの企業がパート依存の経営を維持できるだろうか。「年収の壁」がなくなればより時給の高い職場への転職も増えるだろう。パート依存度が高い小売業や飲食業、宿泊業などが人手に頼らない経営への転換に迫られることは間違いない。

ミクロでみると経営難に直面する会社も出てくるだろう。だが競争原理で新陳代謝が進む方がマクロ的には健全だとも言える。省人化のデジタル化投資も増えるだろう。挑戦を促す変化は悪いことばかりではない。

(大愚)

新経済対策に多くの疑問

2023/11/1付 | 日本経済新聞 朝刊

政府は新たな経済対策をまとめつつある。巨額の財政支出を伴う対策が打ち出され、その実現のための補正予算が組まれることになるだろう。この経済対策については多くの疑問点がある。

まず、物価高への対応に疑問がある。対策では、ガソリンや電気・ガスなどへの補助金をさらに延長するようだ。しかし、これはエネルギー関連製品の消費を人為的に促進することになるし、高所得層やレジャー関連のエネルギー消費を補助することになる。

物価上昇に伴う生活苦対策として減税措置も検討されているようだが、これにも疑問がある。「所得税などの増収分を還元する」という触れ込みのようだ。

しかし、これまで税収が増えても財政赤字が増えてきたということは、増収分以上の歳出措置を講じてきたということだ。改めて還元措置を取るまでもなく国民に還元されてきた。還元するなら増収分を財政健全化に回して将来世代に還元するのが本筋だ。

1973年以降の第1次、第2次石油危機の際には、国民も企業も、輸入石油の価格が上昇した以上は省石油で対処するしかないと考えた。ゆえに、政府に補助金や減税を求める声は皆無だった。その結果、日本経済は省エネ型の効率的な経済としてよみがえった。

価格が高止まりしている輸入エネルギーの消費を促進することは、所得の海外への流出を促進することになり、日本をますます貧しくする。また、安易な減税は、財政事情を悪化させ将来世代の負担を大きくすることになる。

年度途中に経済対策を決めて補正予算を組む、という政策手法も再考すべきだ。

内閣府の推計によると、2023年4～6月期の国内総生産（GDP）ギャップはわずかながらプラス（需要超過）となった。需給ギャップがプラスの下での経済政策は、需要の追加ではなく供給力の増強を目指すことになる。

今回の対策にはこうした観点から、成長分野で投資支援、リスキリング（学び直し）の促進といった政策が盛り込まれるようである。しかし、供給力を高める政策は長期の構造政策である。経済対策や補正予算のような緊急措置としてではなく、長期的な視野から本予算でじっくり効果を見定めながら検討・実施すべきである。

（隅田川）

診療報酬改定は実態把握から

2023/12/1付 | 日本経済新聞 朝刊

年末に向けて本格化する2024年度予算編成で目玉となるのは、2年に1度行われる医療の診療報酬改定だ。

医療の値段は市場で決まるのではなく、われわれが支払う保険料や税金を基に決められる「公定価格」である。医療行為や薬の価格は公定の報酬単価として決まる。全容はいわば分厚い「電話帳」のようなものだ。

改定は、上げを主張する医師会と、下げを主張する財務省の綱引きとして報道されがちだが、日本の経済社会に大きな影響を与えることなのだから、問題を矮小（わいしょう）化してはならない。公定価格の変更は、医療を提供する病院・診療所（開業医）の経営実態、それを支払う国民を取り巻く経済環境を考えて決めなければならない。

ひと口に医療機関といっても、病院と診療所では実態が大きく異なる。病院では医師の過労死が問題になり、数多くいる看護師の処遇も十分ではない。新型コロナウイルス禍の下では、奮闘する看護師のボーナスカットをした病院で大量退職問題が発生したこともあった。

一方、診療所では院長の平均年俸は約3000万円とする推計がある。これは世の常識からすると高い水準だ。

財務省が全国の財務局を通して実施した調査でも、22年度の診療所の経常利益率は8.8%で、全産業ないしサービス産業の平均3.1~3.4%を大きく上回る。19年度から22年度にかけて、消費者物価の上昇3%（年平均1%）に対し、診療所の診療報酬は14%（年平均4.3%）上昇した。直近では光熱費高騰の影響が指摘されるが、医療機関の経費に占める光熱費は約2%にすぎない。

こうした実情をふまえ、財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の建議は、診療所の報酬単価を5.5%程度引き下げよう求めた。現役世代の保険料負担は年2400億円ほど軽減される（年収500万円の場合、5000円相当の軽減）。政府はインフレに苦しむ国民の負担を少しでも下げようとしているのだから、平仄（ひょうそく）が合う。

待ったなしである病院への資源投入は、医療費全体の見直しを通して行うべきだ。国民の負担と病院の実情を考えれば、診療所の報酬単価引き下げは十分に合理的である。

（与次郎）

新年「とんでも予想」

2024/1/5付 | 日本経済新聞 朝刊

新春は経済・市場予想がことのほか注目される時期である。米ウォール街の指南役とされたバイロン・ウィーン氏が昨秋に90歳で大往生を遂げ、38年にわたり年始に発表してきた「びっくり10大予想」を読めないのは残念だ。ウィーン氏をしのびつつ、とんでも予想を考えてみたい。

ウクライナと中東ガザでの戦争継続で幕を開けた新年。目下の懸念は「(1)中東での地域紛争拡大」である。レバノンのヒズボラやイエメンのフーシ派の活動が活発化し、警戒は怠れない。その際には「(2)原油価格高騰・インフレ再燃と欧米の再利上げ」に直面し、早期利下げを織り込む市場の期待は裏切られる。

現状でも紅海での航行の自由が脅かされ、原油価格の上昇リスクは小さくない。日本は「(3)円安加速と日銀の早期利上げ」を迫られよう。

ウクライナと中東の情勢は欧米での政治動向にも左右される。西欧では難民・不法移民が急増し、6月の欧州議会選挙は極右政党躍進の可能性が高い。米大統領選の「(4)トランプ候補の再選」は相応の確率であり得るシナリオだ。

トランプ大統領が再び誕生すれば、ウクライナ支援が打ち切れ「(5)ロシア・ウクライナの停戦」も考えられる。停戦は西側民主主義陣営によるウクライナ支援の事実上の失敗である。気候変動問題への国際的な取り組みやESG（環境・社会・企業統治）投資は後退を迫られる。

もっとも、地球温暖化は着実に進む。地震も含めた「(6)自然災害」リスクは無視できない。酷暑に加え、生成AI（人工知能）ブームも大量の電気を消費する。「(7)電力危機」リスクもある。

経済停滞懸念が強まる中国。習近平（シー・ジンピン）国家主席が経済再生と対外関係安定を最優先することに期待したいが、国内の鬱憤のはけ口を海外に求めるリスクも残る。総統選挙後の台湾情勢次第では「(8)中国の台湾政策強硬化」にも留意が必要だ。

国内では政治資金問題が「(9)政治不安と政策停滞」につながる公算が大きい。財政規律が緩む中で、「(10)国債の格下げ」リスクもくすぶる。

かつて大銀行の頭取から「予想は（反対から読むと）嘘よ」とお聞きしたことがある。とんでも予想が現実化しないことを願いつつ、まさかの事態にも周到に備える新年としたい。

（倫敦塔）

政治改革と国民の意識改革

2024/2/1付 | 日本経済新聞 朝刊

1月25日に自民党は、派閥の政治資金パーティー問題を受けて新たに設置した政治刷新本部の中間取りまとめを決定した。岸田文雄首相が岸田派（宏池会）の解散を突然打ち出し、自民党内6派閥のうち安倍派を含む4派閥が解散という劇的な展開となった。

この中間とりまとめでも、派閥を「本来の政策集団」へ移行させ、「お金と人事から完全に決別する」と明記された。しかし、派閥の解散自体は盛り込まれず、政策集団という名のもとに派閥の機能が事実上存続する道は閉ざされなかった。

リクルート事件を受けて1989年にまとめられた自民党の「政治改革大綱」では、「派閥の弊害除去と解消への決意」が示された。94年に党改革実行本部がまとめた答申では、従来の派閥の名称を一切使わないことや、派閥事務所の閉鎖を求めている。

今回は踏み込み不足の感は否めない。パーティー問題の底流には、派閥と党の二重のガバナンス構造がある。「政治とカネ」の問題への対応に、派閥の見直しは不可欠だ。

政治資金に関して派閥の政治資金パーティーの禁止、派閥の政治資金収支報告書に対する外部監査の導入が盛り込まれた。透明性強化の観点から一定の進展はみられた。

しかしこの時点で、政治資金規正法を改正して、会計責任者や秘書が違反した場合に国会議員の責任を問いやすくする「連座制」の採用に具体的には踏み込まなかった。派閥がカネを集め所属議員に配る仕組み自体の見直しや、政党が所属国会議員に支出する政治資金の一つである政策活動費についても言及されなかった。

「政治とカネ」の問題への対応では派閥の政治資金パーティーの禁止だけでなく、企業・団体献金も全て廃止し政治活動は政党交付金の範囲内で行うようにし、その使途を完全に透明にする。究極的にはこうしたことを目指すべきではないか。

ただし、いくらルールの厳格化を進めても、いずれは抜け道がつくられる。「政治とカネ」の問題の背景には、政治、選挙にはカネがかかることを受け入れてしまっている国民の意識の問題もあるだろう。国民の信頼回復のための政治改革は、政治サイドだけではなく、国民の意識改革と一体で進めていく必要がある。

（神羊）

行政財産の使用許可に係る法体系等について

平成27年9月10日 公共施設再配置推進課作成

1 地方公共団体の財産とその使用に係る法体系等

